

建築工事届が変わります

～2025年1月以降に着工予定の建築物から～

●変更ポイント

用途分類を建築確認申請の用途分類と同一にします。

●変更イメージ

新様式：2025年1月1日以降に着工予定の建築物が対象

【5. 主要用途】

【6. 一の建築物ごとの内容】

イ. 番号	
ロ. 物件名	
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を記入してください)	<input type="checkbox"/> 多用途

①分類表から選択

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物(物置、車庫等)	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舍、準住宅附属建築物	02

②建築確認申請の用途分類と同じ番号を選択

用途の分類	記号
一戸建ての住宅	08010
⋮	⋮
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
⋮	⋮

主要用途の区分		記号	
		居住産業併用	産業専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
⋮		⋮	⋮
卸売業、小売業		16	36
⋮		⋮	⋮

旧様式：2024年12月31日までに着工予定の建築物が対象

【5. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 () ()
 (2) 居住産業併用建築物 () ()
 (3) 産業専用建築物 () ()

【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】 () ()

【ロ. 用途】

<input type="checkbox"/> (1) 事務所等	<input type="checkbox"/> (1) 専
<input type="checkbox"/> (2) 物品販売業を営む店舗等	<input type="checkbox"/> (2) 物
<input type="checkbox"/> (3) 工場、作業場	<input type="checkbox"/> (3) 工
<input type="checkbox"/> (4) 倉庫	<input type="checkbox"/> (4) 倉
<input type="checkbox"/> (5) 学校	<input type="checkbox"/> (5) 学
<input type="checkbox"/> (6) 病院、診療所	<input type="checkbox"/> (6) 病
<input type="checkbox"/> (9) その他	<input type="checkbox"/> (9) そ
<input type="checkbox"/> 多用途	<input type="checkbox"/> 多用途

①分類表から選択

主要用途の区分	記号
居住専用住宅 (附属建築物を除く。)	01
⋮	⋮
他に分類されない 居住専用建築物	05

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	11
⋮	⋮	⋮
卸売業、小売業	卸売業、小売業	28
⋮	⋮	⋮

②7種類の区分から選択

※2025年1月1日以降に着工予定の建築物について旧様式で建築工事届を提出いただいた場合、個別にお問い合わせさせていただきます。

建築除却届が変わります

～2025年1月以降に除却完了予定の建築物から～

● 変更ポイント

- ・ 主要用途の記載方法が変更されます。
- ・ 営業所等の記載が必要な事項として追加されます。

● 変更イメージ

新様式：2025年1月1日以降に除却完了予定の建築物が対象

主要用途の記載方法の変更

【4. 主要用途】

(注意欄に記載の記号を記入してください)

旧様式
(2024.12.31までに除却完了予定の場合)

【3. 主要用途】

(1) 居住専用建築物	()
(2) 居住産業併用建築物	()
(3) 産業専用建築物	()

主要用途の区分	記号
居住専用住宅 (附属建築物を除く。)	01
居住専用住宅附属建築物 (物置、車庫等)	02
寮、寄宿舎、合宿所 (附属建築物を除く。)	03
寮、寄宿舎、合宿所附属建築物 (物置、車庫等)	04
他に分類されない居住専用建築物	05
主要用途の区分	記号
農林水産業	11
農業、林業、漁業、水産養殖業	
飲業、採石業、砂利採取業、建設業	12
製造業	13
食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業 (記号15から記号18までに該当するものを除く。)、窯業・土石製品製造業	14
化学工業、石油製品・石炭製品製造業	15
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	16
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	17
ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	18

※居住専用建築物の場合

分類表から選択

主要用途の区分		記号	
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物 (物置、車庫等)	01	
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物 (物置、車庫等)	02	
主要用途の区分		記号	
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
飲業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
・	・	・	・
・	・	・	・

必要な事項の追加

【第一面】

氏名		
営業所名		
郵便番号	-	-
所在地		
電話番号	-	-
担当者の氏名		
担当者の電話番号	-	-

【第二面】

【1. 物件名】

【第一面】
営業所名、所在地、
担当者の氏名、
担当者の電話番号

【第二面】
物件名

これらについて新たに
記載が必要です。

※建築工事届も同様の
変更内容になります。